

瑞穂野地区

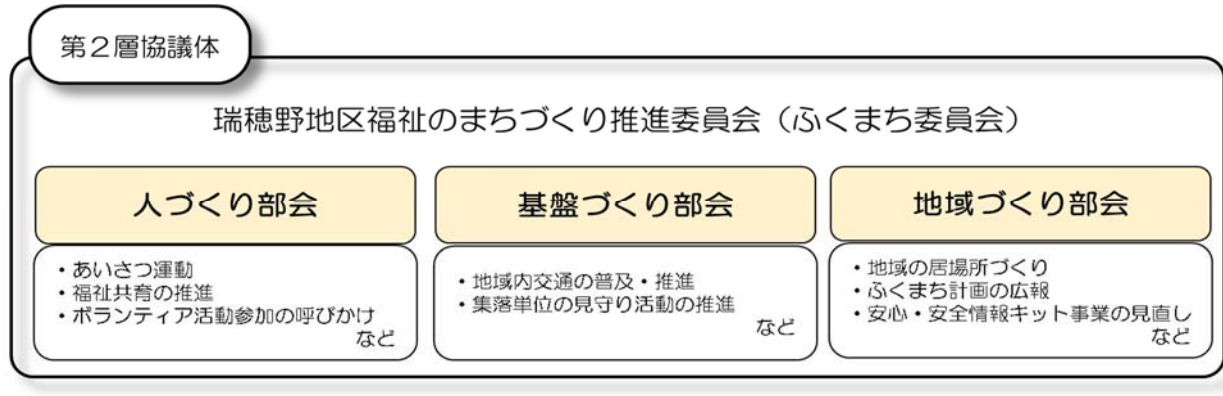
I 協議体の概要

名 称	瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会（ふくまち委員会）		
設置年月日	令和2年8月3日	開催頻度	3回/年（全体会） 2回/年（部会）
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	◎	その他（育成会、体育協会等）
設置方式			
新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用（瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会） <input checked="" type="radio"/> ※ 「瑞穂野地区福祉のまちづくり計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進する会議		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成28年 8月	「瑞穂野地区福祉のまちづくり計画策定推進委員会」設置 (メンバー：自治会連合会、地区社協、まち協、民児協、市社協等)		
平成29年 7月	計画策定に向けた住民アンケートの実施		
8月	計画策定に向けた「住民座談会」の実施		
平成30年 2月	計画策定に向けた「福祉マップ」の作成		
3月	「瑞穂野地区福祉のまちづくり計画」策定		
6月	「瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会」設置		
令和 元年 6月	福祉のまちづくり推進委員会（メンバー：計画策定推進委員会と同様） → 第2層協議体の取組について、共通理解を図った。		
令和 2年 6月	瑞穂野地区地域包括ケアシステム検討会議（出席者：まち協、地区社協、ふくまち委員会、市社協等） → 委員会を第2層協議体として位置付けることについて合意形成		
8月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター及び各地域団体からの活動報告や情報提供 福祉のまちづくり計画策定にあたり実施したアンケート調査や住民座談会結果、福祉マップの活用 		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 3部会を中心とした取組の検討 ⇒ あいさつ運動、地域内交通の利用促進の検討や、「相談窓口カード」の作成、地域の居場所づくり 		

II 取組事例

【「オール瑞穂野」の組織運営】

内容： 福祉のまちづくり計画に基づき、あいさつ運動を通じた地域のつながりづくりや居場所づくりなどの取組を3部会において具体的に検討し、各地域団体の協力を得て、「オール瑞穂野」の精神で地域福祉の向上に取り組んでいる。



【あいさつ運動の推進・身近な相談窓口の紹介】#

内容： 生活や交流の基本となる“あいさつ”を推進し、身近な地域での交流を深め、世代を越えた繋がりを強化することを目的に、のぼり旗や横断幕を活用した「あいさつ運動」を展開。

また、困った時に主に瑞穂野地区内で相談できる窓口をまとめた「『暮らし』と『福祉』の相談窓口カード」を作成し、全世帯に配布。

【好事例の一例】



- ① あいさつ運動の標語を募集し、その中から選ばれた標語を掲載した横断幕とのぼり旗を作成。地区市民センターやイベント時に掲げてあいさつ運動を推進。
- ② 警察や消防、地域の施設、デマンド交通の電話番号等、生活に役立つ地域情報をまとめた『暮らし』と『福祉』の相談窓口カードを作成し、全世帯及びイベントで配布。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

地区内の小中学校等関係機関との連携を強化することにより、世代を越えた交流の活性化や、福祉のまちづくりの推進につながる。

III 協議体を設置して、良かったこと

まち協や自治会などの各種地域団体や、小・中学校や福祉施設など、多様な関係者が関わり、地域の課題や取組について議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

世代間交流や居場所づくり、きめ細かい見守り活動の推進など、部会を中心とした取組の検討・実施

瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、瑞穂野地区福祉のまちづくり計画（以下「計画」という。）に基づき福祉のまちづくりを推進する組織の名称、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 推進組織の名称は、瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

(事務所)

第3条 委員会の事務所は、宇都宮市下桑島町1030番地1 宇都宮市瑞穂野地区市民センターに置く。

(目的)

第4条 委員会は、計画に基づき、瑞穂野地区の住民がお互いに助けあい、支えあう福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(実施事業)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 計画に掲げる次の基本目標に関する各施策の推進
 - ア 基本目標1「福祉のこころをはぐくむ人づくり」
 - イ 基本目標2「安心して暮らせる福祉の基盤づくり」
 - ウ 基本目標3「共に支え合う地域社会づくり」
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価並びに活動内容の改善

(組織)

第6条 委員会は、瑞穂野地区全体で福祉のまちづくりを推進するため、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 瑞穂野地区の各自治会及び各種団体の構成員のうち、瑞穂野地区社会福祉協議会会長（以下「地区社協会長」という。）から委嘱された者
 - (2) 計画の趣旨に賛同し、その推進に協力できる者のうち、地区社協会長から委嘱された者
- 2 委員会に顧問として地区社協会長を置くことができる。

3 委員会にオブザーバーとして瑞穂野地区まちづくり協議会会長及び宇都宮市社会福祉協議会職員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長3名を置き、委員がこれを互選する。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、四半期ごとに定例会を開催する。また、必要に応じて臨時会を開催することができる。

2 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

(役員会)

第9条 委員会に役員会を置き、組織運営のために必要な事務を行う。

2 役員会は、委員長、副委員長及び次に掲げる者を役員として組織する。

(1) 事務局長 1名

(2) 書記 1名

(3) 会計 1名

3 役員(委員長及び副委員長を除く。)は、委員長が委員の中から指名する。

4 役員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長を務める。

(部会)

第10条 委員会に次に掲げる部会を置き、計画推進のために必要な取組を実施する。

(1) 人づくり部会

(2) 基盤づくり部会

(3) 地域づくり部会

2 委員(役員を除く。)は、前項各号のいずれかの部会に所属するものとし、各委員の所属部会は、役員会において決定する。

3 第1項各号に規定する部会にそれぞれ部会長及び副部会長1名を置き、各部会の部会員がこれを互選する。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集し、議長を務める。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期等)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規約は、平成30年6月27日から適用する。